令和８年度小金井市駅周辺放置自転車対策協議会日程

１　日　　時　　令和８年９月３０日（水）
　　午前１０時００分～午前１１時３０分

２　場　　所　　小金井市役所第２庁舎　８０１会議室

３　会議次第

⑴　駅周辺放置自転車対策協議会会長挨拶

⑵　小金井警察署交通課挨拶

⑶　議　題

① 委員の交代について
② クリーンキャンペーンについて
③ 現状について
④ 解散について

資料１

駅周辺放置自転車対策協議会委員名簿

令和８年８月２５日現在

	名　前	氏　名	備　　考
1	会　長	土屋　和子	交通安全協会
2	副会長	斉藤　浩	小金井市中央商店街協同組合
3	〃	尾島　勉	武蔵小金井駅前商店会
4	〃	山中　朋之	蛇の目通り商店会
5	理　事	渡邊　一弘	本町町内会連絡協議会
6	〃	大久保　幸治	新小金井西口商店会
7	〃	須藤　吉章	東小金井南口商店会
8	〃	池内　清三	小金井市悠友クラブ連合会
9	〃	岸野　勝利	小金井市ごみゼロ化推進会議
10	〃	信山　重広	駅構内営業者連絡協議会
11	委　員	渡辺　裕子	小金井警察署長
○12	〃	伊藤　剛	小金井消防署長
○13	〃	新井　卓地	東京都北多摩南部建設事務所・管理課長
14	〃	桑原　雅美	武蔵小金井駅長
15	〃	石原　泉	東小金井駅長
16	〃	浅見　和男	新小金井駅長(多摩川線管理所)
17	〃	藤澤　弘	小金井市商工会
18	〃	志村　隆由	小金井青年会議所
19	〃	木村　宗一郎	西武バス㈱滝山営業所
20	〃	中川　泰行	貫井坂下自治会連合会
21	〃	小林　和登	新小金井商店会
22	〃	中川　洋	小金井市商業振興会
○23	〃	明賀　英昭	京王バス（株)府中営業所

※役員の任期は、令和９年１０月２０日まで

※○印は新規委員

資料２

小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約

（目的）

第１条　小金井市駅周辺放置自転車対策協議会（以下「協議会」という。）は、駅周辺の放置自転車を無くし、安全で快適な街づくりを目指し、地域の住民団体及び関係機関が一体となって、放置自転車のない小金井市を実現することを目的とする。

（事業）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

①　放置自転車を無くすための周知活動

②　市の実施する放置自転車対策活動への積極的な協力

③　その他特に必要とする事業

（組織）

第３条　協議会は、別表に掲げる団体の代表者を委員として組織する。

（役員）

第４条　協議会に次の役員を置く。

①　会　長　　１人

②　副会長　　５人以内

③　理　事　　７人以内

（役員の選出）

第５条　会長は総会において選出し、副会長及び理事は会長が選任する。

（役員の職務）

第６条　会長は協議会を代表し、会の事務を統括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代行する。

３　理事は事業の推進について協議する。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　役員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第８条　会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集し、議長は

会長をもってこれに当たる。
２　総会は委員で構成する。
３　役員会は会長、副会長及び理事で構成する。
４　総会は委員の過半数の出席によるものとし、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。また、役員会も同様とする。
（事務局）
第９条　協議会の事務局は、小金井市都市整備部交通対策課に置く。
（委任）
第１０条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会にはかって定める。

付　則
（施行期日）
１　この規約は、昭和５８年１０月１８日から施行する。
（経過措置）
２　小金井市駅周辺自転車問題対策協議会規約（以下「旧規約」という。）により選出された役員は、小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約により、選出したものとみなし、その任期は旧規約により選出された日から起算する。

付　則
この規約は、昭和６３年７月１５日から施行する。

付　則
この規約は、平成１１年８月１６日から施行する。

付　則
この規約は、平成１３年８月３１日から施行し、改正後の第９条の規定は、平成１３年４月１日から適用する。

付　則
この規約は、平成１８年１０月１１日から施行し、この規約による改正後の小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約の規定は、平成１８年１０月１日から適用する。

付　則

この規約は、平成１９年１０月１日から施行し、改正後の小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

別表（第３条関係）

小金井警察署・小金井消防署・東京都北多摩南部建設事務所・武蔵小金井駅・東小金井駅・新小金井駅・小金井市商工会・小金井警察署管内交通安全協会・小金井市ごみゼロ化推進会議・小金井市悠々クラブ連合会・駅構内営業者連絡協議会・小金井青年会議所・京王バス中央（株）・西武バス（株）・武蔵小金井駅前商店会・東小金井南口商店会・中央商店街協同組合・農工大通り振興会・蛇の目通り商店会・新小金井商店会・新小金井西口商店会・小金井市商業振興会・東町連合会・梶野町会・緑町連合会・本町連絡協議会・桜町自治会・貫井坂下自治会連合会

資料３

第４３回駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施要綱（案）

１　目　的

市内の各駅周辺に放置された自転車等は、歩行者や緊急車両の通行阻害となるとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。そこで、放置自転車問題を広く市民に訴えるため、関係する諸機関が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施する。

２　統一標語

「自転車の　代わりに置こう　思いやり」

３　期　　間

令和８年１０月２２日（木）から３１日（土）までの１０日間

４　活動の重点

⑴　広報活動

ア　ポスターの掲示

参加団体及び金融機関、公共的施設及びＣｏＣｏバスに掲示する。

イ　市報等媒体掲載

市報１０月１５日号、市ホームページ及びＸに掲載する。

ウ　広報車等によるＰＲ

・市職員により市内全域を対象に広報車でＰＲする。

・駅頭にクリーンキャンペーン広報のぼり旗を設置する。

⑵　駅前放置自転車等の撤去

期間中毎日実施する。

５　主　　催

・小金井市

・小金井市駅周辺放置自転車対策協議会

実施要綱（案）２⑴ウの広報車広報文（別紙）

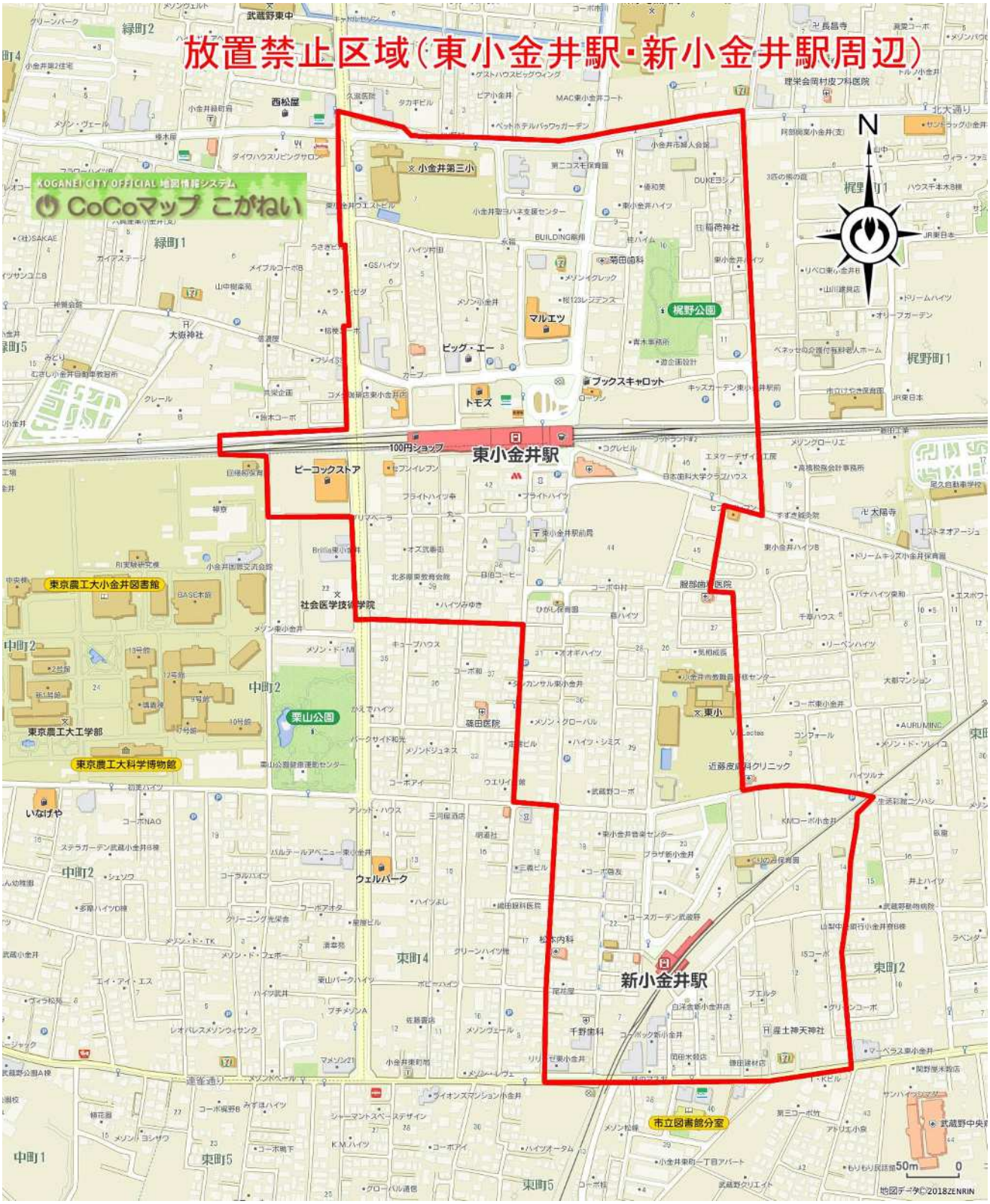
クリーンキャンペーン広報文

市民の皆さん
こちらは、小金井市役所及び駅周辺放置自転車対策協議会です。
「自転車の　代わりに置こう　思いやり」
　１０月２２日から３１日までの１０日間、都内全域で駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。
　自転車は手軽な交通手段として、利用者は増える一方で、放置自転車が後をたちません。
　通勤、通学の朝１分は貴重な時間です。「わたしの１台なら…」と思う気持ちが自転車放置の始まりです。
　あなたの自転車は、皆さんの迷惑になっていませんか！
　放置自転車は、歩行者の通行妨害、緊急時の活動障害など市民生活に大きな影響を与えることになります。
　駅周辺の道路に、自転車等を放置しないでください。
　駅から概ね５００ｍ以内は、自転車等の放置禁止区域になっています。
この区域内に放置してある自転車等は、連日撤去をしています。
　安全で明るい街づくりは、放置自転車ゼロから！
皆様のご協力をお願いいたします。


KOGANEI CITY OFFICIAL 地図情報システム
CoCoマップ こがねい
放置禁止区域（武蔵小金井駅周辺）
N
武蔵小金井駅
JR東京むさし小金井北
ダイエー
本町小
本町5
本町6
本町2
本町1
中町4
中町3
大栄ボウル
中央書房
小金井眼科クリニック
小金井歯科クリニック
MEGAドン・キホーテ
地産マルシェ
nonowa武蔵小金井
イトーヨーカドー
成城石井
小金井市役所
小金井署
かごや書店
小金井太陽病院
仁厚会佐藤クリニック
オーケー
小金井第一小
市立図書館
木所歯科医院
丸茂医院
小金井街道
地図データ©2018ZENRIN
50m
0

資料４

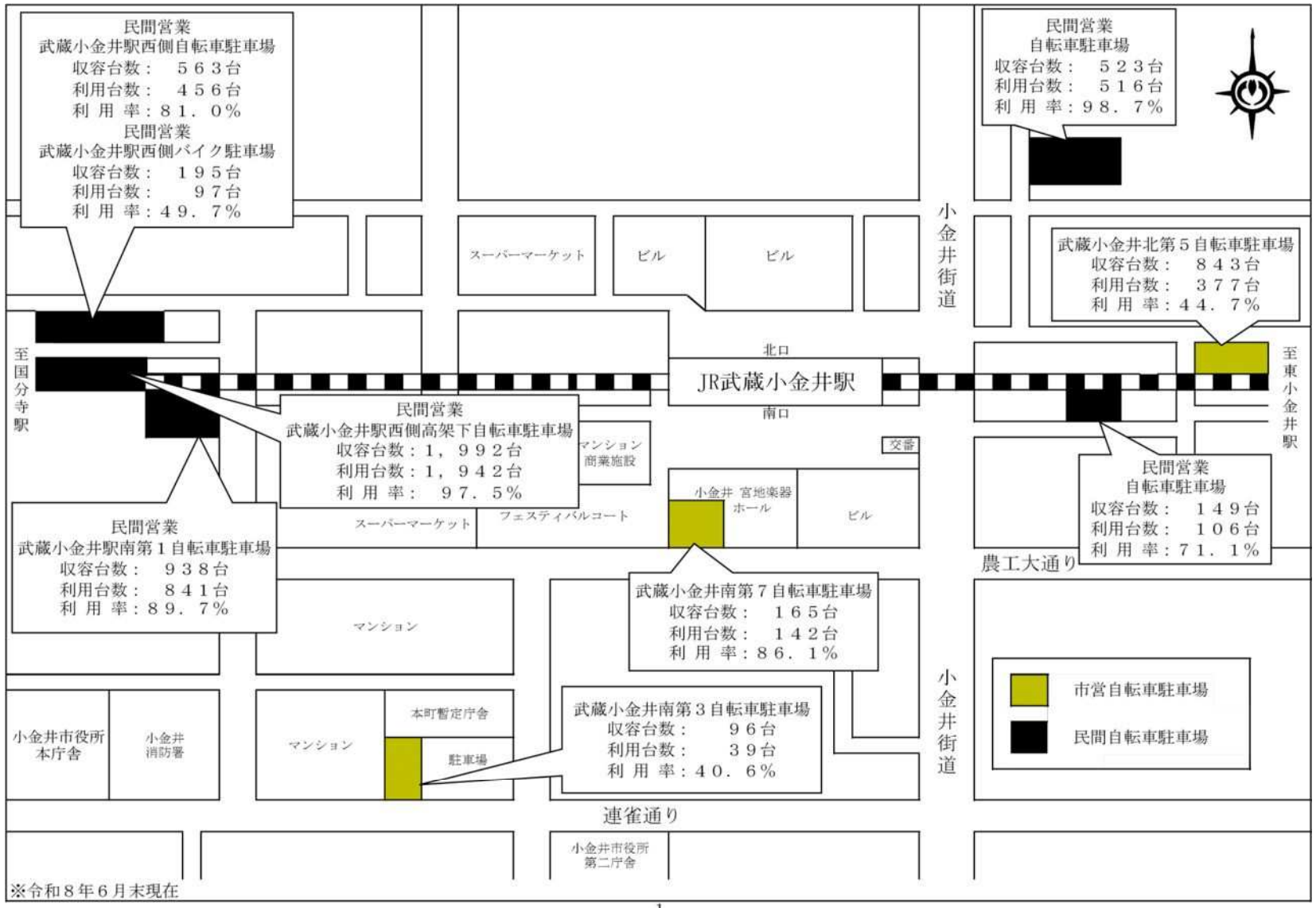
放置禁止区域（東小金井駅・新小金井駅周辺）



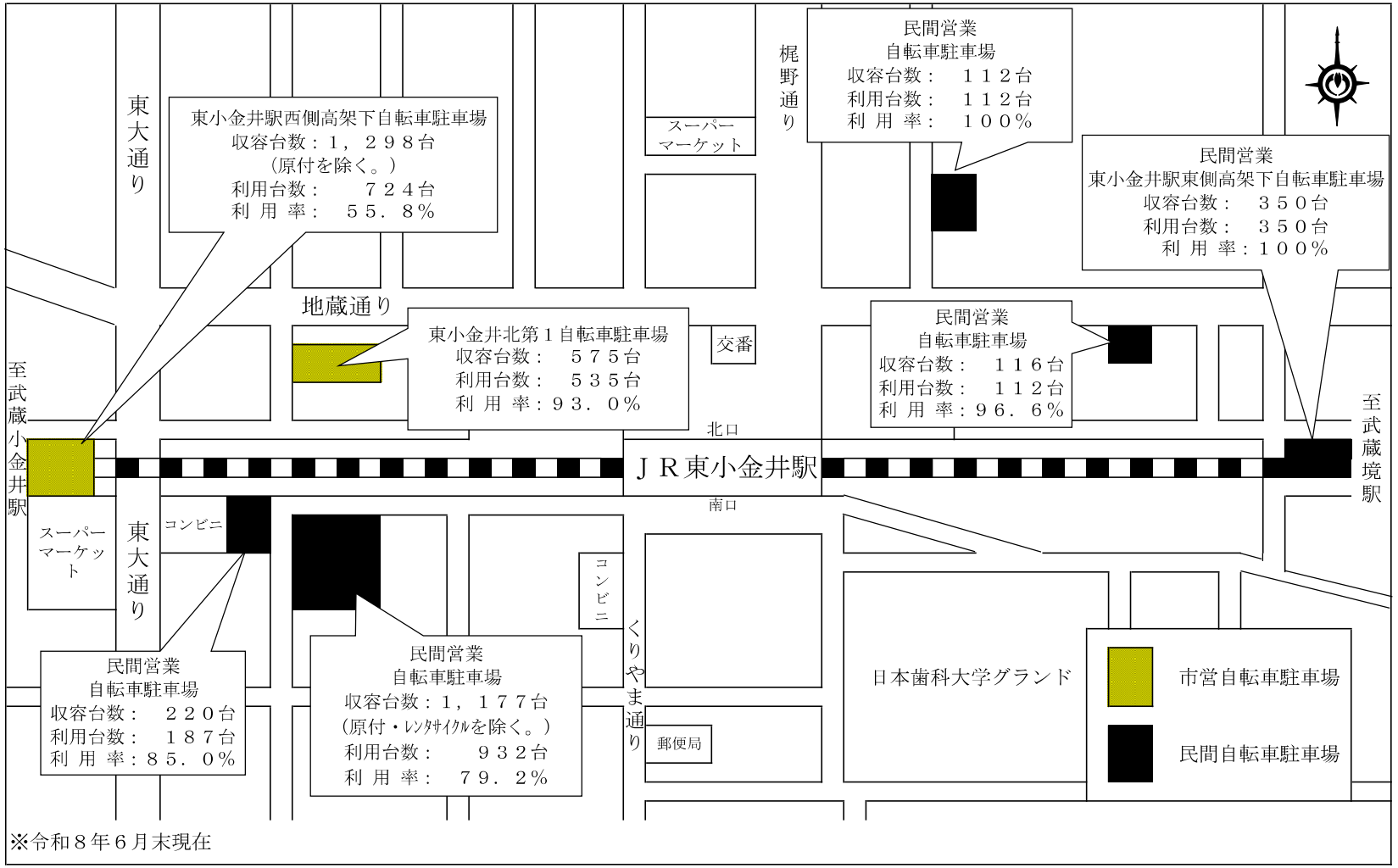
資料５

自転車駐車場利用状況について

１　武蔵小金井駅周辺の自転車駐車場利用状況について



２　東小金井駅周辺の自転車駐車場利用状況について



※令和８年６月末現在

資料６

解散について

１　本協議会について

目的：第１条　小金井市駅周辺放置自転車対策協議会（以下「協議会」という。）は、駅周辺の放置自転車を無くし、安全で快適な街づくりを目指し、地域の住民団体及び関係機関が一体となって、放置自転車のない小金井市を実現することを目的とする。

設置年：昭和５８年１０月１８日

２　これまでの取り組みについて

⑴　主な活動内容

・駅頭広報、チラシ配布、指導

主要駅の駅頭において、駅利用者や市民に対し、自転車駐車場の利用促進とマナー向上を呼びかける広報活動を実施した。

・放置自転車の撤去作業

条例に基づき、通行の妨げとなっている放置自転車の撤去作業を執行した。

⑵　各駅における展開と参加体制

以下の通り多数の機関・団体が連携して活動を展開した。

・武蔵小金井駅エリア

小金井市役所（交通対策課、都市計画課、道路管理課、まちづくり推進課、建築営繕課）、小金井警察署、小金井消防署、東京都北多摩南部建設事務所、武蔵小金井駅、交通事業者（西武バス㈱、京王バス中央㈱）、武蔵小金井駅前商店会、本町町内会連絡協議会、蛇の目通り商店会、小金井市悠々クラブ連合会、小金井市商工会、小金井青年会議所、小金井市商業振興会

中央商店街協同組合、貫井坂下自治会連合会、小金井市ごみゼロ化推進会議会、農工大通り振興会

・東小金井駅エリア

小金井市役所（交通対策課、都市計画課、道路管理課、まちづくり推進課、建築営繕課）、小金井警察署、小金井消防署、東小金井駅、東小金井南口商店会

・新小金井駅エリア
小金井市役所（交通対策課）、小金井警察署、新小金井駅、新小金井西口商店会、新小金井商店会

・放置禁止区域
交通対策課

3　今後について

⑴ 成果

「官民一体」の取り組みにより、警察・消防、鉄道・バス事業者、さらには地元の商店会や自治会、団体が参加。地域がワンチームとなって課題解決に取り組む協力体制を実証した。
結果として駅周辺放置自転車台数を減少させることができた。

⑵ 解散

市として放置自転車対策は今後も継続していくが、本協議会の目的は一定果たされたため令和９年３月３１日をもって解散いたしたい。



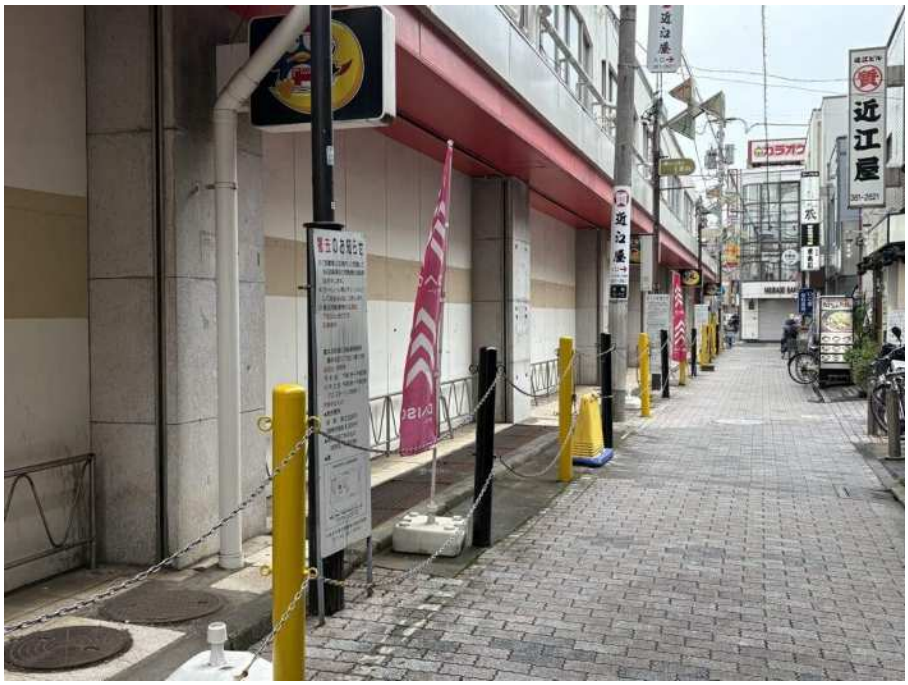
（単位：台）

昭和５０年代　ドン・キホーテ東側



（出典：小金井市観光まちおこし協会）

現在



（出典：小金井市観光まちおこし協会）

市報 こがねい
10|20 NO・5号
昭和○年○月○日発行
発行・東京都小金井市
編集・広報委員室

世帯と人口
世帯数……
人口……
男……
女……

放置自転車をなくし きれいな小金井を

駅から一定区域内の放置自転車は撤去も 大型店舗などには駐車場の設置義務が

自転車の駐車秩序に関する条例・有料自転車駐車場条例を制定



大型店舗等の駐車場設置基準

施設の用途	施設の規模	駐車場の面積
百貨店、スーパーマーケットその他これに類するもの	店舗面積が○○㎡以上△△㎡未満のもの	店舗面積○○平方メートルごとに1台
銀行等の金融施設	店舗面積が○○㎡以上△△㎡未満のもの	店舗面積○○平方メートルごとに1台
飲食店、喫茶店その他これに類するもの	店舗面積が○○㎡以上△△㎡未満のもの	店舗面積○○平方メートルごとに1台

駐輪場の整備

設置義務に対する指導

大型店舗等の設置義務

駐車場の整備

利用者の責務

自転車対策の基本的考え方

